

昭和五十三年七月十一日受領  
答 弁 第 六 一 一 号

(質問の 六一)

内閣衆質八四第六二号

昭和五十三年七月十一日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

衆議院議長 保 利 茂 殿

衆議院議員荒木宏君提出南海タクシー(株)樽井営業所及び尾崎営業所の廃止計画の取扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員荒木宏君提出南海タクシー株式会社樽井営業所及び尾崎営業所の廃止計画の取扱いに関する質問に対する答弁書

一から四までについて

御質問に係る南海タクシー株式会社からの営業所の廃止に関する事業計画変更認可申請は、本年七月五日現在、なされていないが、当該申請がなされた場合には、道路運送法第十八条第二項において準用する同法第六条の基準に照らし慎重に審査して処分することとしたい。

右答弁する。